

ID: 258

担当部署: 選挙管理委員会事務局

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第120条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】 準用する政令第116条の2において準用する政令第107条第3項の規定による。 第107条 3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日